

オーストラリア・ナシヨナリズムと対外政策

岩 本 祐 二 郎

目 次

はじめに

- 一、労働運動とラジカル・ナシヨナリズム
- 二、イギリス帝国とリベラル・ナシヨナリズム
- 三、ホワイト・オーストラリア
- 四、オーストラリア・モンロー・ドクトリン
- 五、連邦国家の形成とナシヨナリズム
- 六、国内政治構造とナシヨナリズム

はじめに

オーストラリアの外交政策に関して対称的な二つの見方がある。一つは、オーストラリアがこれまで独自の外交政策を持たず、イギリス・アメリカの政策に従属してきたとの見方である。⁽¹⁾これに対するもう一つの見方は、オーストラリアが一九世紀末から今日に至るまでイギリス・アメリカとも対立しながら太平洋における安全保障政策を一貫して追求してきたとする見解である。⁽²⁾連邦結成以来の外交政策を現象面だけからとらえるならば、オーストラリア歴代の政策決定者は今日に至るまでイギリスやアメリカに従属する政策を踏襲しているように見える。しかし、そのような対外政策が国内環境を無視してあるいはそれに反して国際環境の外圧のみで決定されたかどうかということになると、「従属」論は適切な見方とはいえないであろう。従属的傾向を指摘する人々もイギリスやアメリカの政策に共鳴する国内的要因を考慮している。他方、「自立性」を強調する人々もイギリスやアメリカとの基本的な同盟関係を破壊してまでも国益を固持する政策決定者の存在を認めているわけではない。このように両者の間にはそれほどの距離が存在しているとは考えられず、見解の相違は対外政策の形成に影響する国内環境の理解の仕方に存すると思われる。

そこで、このような自立性ないしは従属性を生み出す国内環境というものが明らかとなれば、オーストラリア外交を統合的に把握する道が開かれるであろう。国内環境とは一国のすべての国民から形成されるものであって、対外政策の決定者は国内環境の価値・イデオロギーを内面化することによって国際環境を認識・評価し、対外態度を

決定する。国際環境はもろろん国家の行動に一定の枠組みを提供することはいうまでもないが、それを認識・評価するのは国家であるかぎり、対外政策決定者の与件としてとらえられるべきであろう。対外態度に影響する価値・イデオロギーは多くは国民国家の形成過程を経て国民に共有されたものであって、ナシヨナリズムの基底となる価値・イデオロギーと一致するものである。⁽³⁾ ナシヨナリズムがオーストラリアの対外政策を統合的に把握するための有益な概念であるかどうかについては個々の政治現象をより多く分析することによって実証されることであろう。しかし、オーストラリア外交史の文献を通読してみると、新しい側面も歴史の経過により、また国際環境の変化により現われてはいるが、連邦国家形成までにナシヨナリストによって表明された価値・イデオロギーがその後の対外態度の決定に重要な影響を及ぼしているように思われる。⁽⁴⁾

ナシヨナリズムとは統一的な定義が不可能な多義的概念である。それ故、より厳密な定義の必要からヘイズ(J. H. Hayes)の分類のようにジャコバン・ナシヨナリズム、リベラル・ナシヨナリズム、などの型式類型化が行われざるを得ない。⁽⁵⁾ オーストラリア・ナシヨナリズムをこのような範疇に位置づけるとなれば、ある程度の特異性を無視すれば可能であるが、本稿はナシヨナリズムの比較分析を意図しているわけではないので厳密な定義・分類を必要としないであろう。ここではオーストラリアの対外政策に影響を与えると思われるナシヨナリズム的諸現象を国民国家の形成過程のなかに求め、そこから帰納的な概念化を計る方法を採用したい。

それでは何がナシヨナリズム的諸現象であるかという問題が残る。一応の定義をすれば「あるネーションの統一、独立、発展を志向し押し進めるイデオロギーおよび運動である」⁽⁶⁾が、オーストラリア・ナシヨナリズムは、イギリ

ス人感情が障害となつて国民国家の形成へ容易に導かない一定の限界性をもっている。そのうゑ、アジアに位置する国家であるという特殊性からアジアに対する排他性を強めるからなおさらイギリスに対する独立性は弱くなる。しかしながら、このように一定の限界性をもちながらもオーストラリア・ナシヨナリズムは一九世紀後半頃からイギリスに対してオーストラリア社会の優位性を主張して独立への指向を見せていたし、ましてやアジアに対しては国民的同質性を維持する必要から排他性を強めて強力な国民国家の形成を指向していた。そこで、自己の社会の優位性、他国に対する排他性という歴史上に現われたナシヨナリズム一般に共通する心理的側面をより所としながら、そのイデオロギーをナシヨナリズムの諸現象としてとらえることにしたい。

オーストラリア・ナシヨナリズムの特性が明らかとなれば、それがどの程度に對外政策の形成に内在化しているかも明確化されるであろう。ナシヨナリズムと對外政策の相互關係が明らかとなれば、先に指摘した外交政策の「從屬性」と「自立性」の一見矛盾した見方を統合的に説明する手掛りを得ることができるかも知れないし、さらに今後個別的なオーストラリア外交を研究する場合の分析の枠組みをある程度構築することが可能になるであろう。

一、労働運動とラジカル・ナシヨナリズム

オーストラリア・ナシヨナリズムは一八八〇年代後半から一八九〇年代にかけて明確に表明されるようになった。⁽¹⁾しかし、ナシヨナリズムの基底となる社会的性格はそれ以前に形成されていた。歴史学者ウォード (Russel Wa-

(18) 教授は、ゴールド・ラッシュ（一八五一年）以前までは政治的分野でのナショナルリズムはほとんど見受けられないが、オーストラリア国民感情が出現する基盤となった社会的性格はすでに形成されていたと指摘している。⁽⁸⁾そこで、同教授のナショナルリズム分析を参考にしながらナショナルリズムの基底となったオーストラリアの社会的性格の形成とその担い手から筆を進めてみたい。

オーストラリア植民地はイギリス本国からの流刑人 (Convict)、エマシピスト (Emancipist) 流刑から解放された人々)、本国で迫害されたアイルランド人、新天地を求めてきた自由移民によって形成されていった。植民当初、本国の社会的性格を強く維持している事はいうまでもないが、新しい自然環境は必然的に新しい生活様式を強い、その結果として社会生活のあり方に変化を及ぼす。さらに、旧文化を知らない植民地生れの人々も次第に増加し、彼らは新しい文化の担い手となって移民社会を築いて行く。オーストラリアの場合にはこのような一般的傾向に加えて、流刑人やアイルランド人による移民という特殊性が新しい社会的性格の形成を一層促進させる要因となった。ウォード教授の分析によれば、移民のなかで流刑人、エマシピスト、アイルランド人、植民地生れの人々、労働者階級がよりオーストラリア的見解を受け入れていたと指摘する。⁽⁹⁾これらの社会階層は総じてイギリス社会から排除された人々であるか、本国を見限って新大陸に新しい生活を求めてきた人々であって、オーストラリアを「本国」と考えるより強い感情を持たざるを得ない。これらの移民に対して、イギリスとの接触を維持し、イギリス的価値を保持したいと考える人々も存在していたこともいうまでもない。比較的裕福な自由移民や植民地統治エリートがその社会階層である。

植民地社会はこのようにオーストラリアの見解を強く懐く社会的階層とイギリスの価値を遵守しようとする社会的階層に分裂していた。それでは、なぜ前者が社会的に大きな影響力を持ち得たのであろうか。その原因についてはウオード教授は次の如く説明する。すべての英語圏では伝統的な貴族的価値は中産階級により希釈されて行ったが、オーストラリアではゴールド・ラッシュ以前には下層階級と上層階級の間の中産階級は存在せず、人口の大半を含む下層階級が非常に強く社会に影響を及ぼしていたと述べている。⁽¹⁰⁾ これらの下層階級のなかでもアイルランド移民は特に注目に値する。⁽¹¹⁾ 彼らは長い間イギリスによる迫害を受けてきた結果、植民地の新しい環境にすぐに順応し、オーストラリアの見解を容易に受け入れることができた。しかも、アイルランド人の多くは労働者であったので、彼らは労働者階級の間にもオーストラリア国民感情を育成する重要な役割を担ったと考えられる。オーストラリア・ナショナルリズムの主要な担い手となるアイルランド人の存在は対イギリス関係で「不忠誠」(disloyalty)の要因となり、オーストラリア共和国を目指す急進的観念を生む原因となった。⁽¹²⁾

植民地社会の新しい社会的性格は下層階級の間で形成されたのであるが、なかでもブッシュ (Bush) と呼ばれた偏狭地に住む人々のなかで育成されていた。⁽¹³⁾ 彼らは厳しい自然環境との戦いを通して新しいパーソナリティ・社会観・社会関係を築いて行った。偏狭地へ行くほど「以前からのオーストラリア人」(Old Australian) が多く住んでいたことも性格形成を助長した。⁽¹⁴⁾ そして、この社会的性格は都市労働者の間に共感を呼び、一種の民族神話となって全植民地の多くの成員に受け入れられるようになった。

ウオード教授はブッシュに住む人々の共通の性格について、①新しい国家を切り開いて行く場合に必要とされる

「実用的徳性」(Practical Virtues)。(2)警察とか軍隊などに象徴される「權威」への著しい反感。(3)新来者、特に上品ぶった格式ばった作方をする者への輕蔑、(4)無頼漢性(Larrikism)の四つの特徴を掲げている。⁽¹⁵⁾「実用的徳性」は「率直で男らしい純真さ」、「男らしい独立独歩」の氣質から由来すると考えられる。⁽¹⁶⁾いずれの特徴からみても、厳しい自然環境を通して生れた自立的人間像が浮び上がってくる。このような社会的性格は古い慣習にがんじがらめになっているイギリスの階級社会にはないものであって、従つて旧世界からくる新来者との対立を深めざるを得ない。⁽¹⁷⁾この文化的キ裂と相克を通して植民地社会の人々は、「異質の人間、集団に対する嫌悪感」や「反權威主義的思想」を共有するようになり、自集団内部では社会的身分の平等化を求める「平等主義」(Egalitarianism)や「同胞愛」を新しい社会の構成原理として主張するようになる。そこには他集団を排除し、自集団の一体性、優位性を主張するナシヨナリズムの心理的側面が現われている。後にナシヨナリストによって神話された「メイトンシップ」(mateship 相棒精神)は植民地社会の新しい精神の結晶であつた。⁽¹⁹⁾

一八五〇年以前に形成された社会的性格は一九世紀後半の階級闘争を触媒としてナシヨナリズムへと昇華して行く。その契機は一八八〇年から九〇年にかけて始まつた世界經濟不況であつて、それはこれまでの労働組合運動に質的变化をもたらし、イギリスの植民地政策をも変化させることになつた。その結果、前者を通してブッシュに育つた社会的性格は全植民地に伝播され、ナシヨナリズムの社会的イデオロギーとして意識されるようになり、後者によつて、ナシヨナリズムの自覚がより促進されたのである。

一八八〇年以前のオーストラリア労働運動は労働組合主義(Trade Unionism)の立場を堅持して資本からの階

級的讓歩を得ることに努めてきた。その原因として、第一に労働運動が労働組合主義の影響を受けたイギリス移民労働者によって推進されたこと、⁽²⁰⁾第二にそれまでの植民地経済はイギリス産業資本の発展に応じて急激に上昇し、その結果労働組合は資本との直接交渉によって大幅な賃金アップを確保することに成功したことなどが指摘されよう。⁽²¹⁾しかし、世界的な経済不況はこのような階級的妥協を不可能にするほどの深刻な影響を与え、労働運動にも質的な変化をもたらすことになった。第一に労働組合運動が階級闘争の性格を強めたこと、第二に労働組合の成員に質的な変化が現われたことである。第一の点は一八九〇年初めの「総資本」対「総労働」の大ストライキへと発展し、第二の点は労働者の階級的連携を促進することになった。そして、これらの変化が相互に関連しながら、オーストラリア・ナショナリズムを全植民地の成員に自覚させることになった。ナショナリズムの視点からは第二の点が重要であって、第一の点は上層階級との対立を通してナショナリズム感情を強める役割を果たしたにすぎない。

これまでの労働組合は都市部の熟練労働者によって組織され、いわば「職業」(craft)組合であって階級を代表していなかった。ところが、一八八〇年代には未熟練労働者、それもブッシュ・ワーカー(Bush Worker)の組織化が全植民地的規模で進み、労働者の階級的連携を促進していた。⁽²²⁾その結果、ブッシュ・ワーカーの気質や社会的性格はこれまでの労働組合主義の運動に強い影響を及ぼすことになった。⁽²³⁾当時の新聞は挙ってブッシュ・ワーカーの気質、社会的性格をオーストラリア的なものとして賞賛・宣伝して、国民精神(National Ethos)の形成に貢献していた。⁽²⁴⁾また、この時期にはH・ローソン(Henry Lawson)やJ・ファーフィ(Joseph Furphy)などのナショナリズムを代表する小説家が現われている。ローソンは厳しい自然環境のなかで育ったメイトシップを賞

賛し、植民地生れの人とイギリスからきた者との性格の違いを書いた。⁽²⁶⁾ ファーフィはオーストラリア社会の純潔性を描いた。この純潔な大陸にとって有害な物はイギリスの階級社会と母国との緊密な関係を維持しようとする植民地社会の上層階級であるとみられ、彼らこそはオーストラリアの民主主義にとって危険な存在であると考えられるようになった。⁽²⁶⁾

さらに、イギリスの植民地政策の変化はイギリス社会に対する自己の優位性を自覚させる契機となった。イギリスは世界経済不況の影響を受けて植民地との関係をこれまでのような自由主義的結合から海外植民地との繋がりを強化する「帝国連合」(Imperial Federation)の結成へと植民地政策を変化させつつあった。⁽²⁷⁾ 母国の動向はオーストラリアの新しい社会観を担いつつあった急進主義者の「国民」感情を刺激し、これを契機に植民地の新しい社会原理が模索されることになった。⁽²⁸⁾ これらの急進主義者はまず旧世界の階級社会の根源に横たわっている観念を否定することから始め、オーストラリア的なものとみなしうる価値を正当化することに専念したのである。⁽²⁹⁾

以上の分析から次の結論が導き出されよう。ブッシュに育った社会的性格は階級闘争を通じて労働者や急進主義者によって全植民地に流布され、それが新しい国民国家の社会構成原理として受け入れられるようになった。さらに、階級闘争に刺激されて労働者や急進主義者は、植民地の「上層階級」と旧世界が汚染された階級社会を植民地に導入しようとしているとの確信を強め、オーストラリア社会こそが汚染されていない純潔な大陸であるとしてその社会の優位性を主張するようになった。こうして労働者と急進主義者は一八八〇年代から九〇年代にかけてナショナルリズム運動の担い手として確固たる地位を築くことになった。しかし、これらのナショナルリズム勢力は植民地の階

級的利益を代表しているのであって、この階級的利益に包含され得ない人々はナシヨナリズムの社会的イデオロギ―を全面的に内面化しているとはいいがたい。また、旧世界のイデオロギ―を継承していると考えられる上層階級との階級的妥協が可能となれば、必然的にナシヨナリズムの穩健化という現象も生ずる。従って、これまで考察したナシヨナリズムを仮にラジカル・ナシヨナリズムと規定することは、今後の分析にとって有意義であろう。ラジカル・ナシヨナリズムとは異質の人間集団を排除し、自集団内の社会的イデオロギ―の優位性を主張し、社会改革を積極的に推進しようとする政治姿勢であると規定する。その延長線上にはオーストラリア共和国が想定されている。

二、イギリス帝国とリベラル・ナシヨナリズム

オーストラリア・ナシヨナリズムの社会的イデオロギ―を政治的イデオロギ―に転化するとすれば、オーストラリア共和国が将来の政治形態として構想されざるを得ないであろう。事実、オーストラリア共和国は当時のナシヨナリズムが求めた一つの政治形態であった。⁽³⁰⁾そこで、次にオーストラリア・ナシヨナリズムの政治イデオロギ―としての共和国の問題をとりあげてみたい。この問題はオーストラリアとイギリスとの関係を理解する手掛りを提供してくれるし、ラジカル・ナシヨナリズムが当時の階級対立の反映であったことを証明する資料をも提供してくれる。

まず最初にオーストラリア・ナシヨナリズムが形成されるまでの植民地の政治動向について素描しておきたい。植民地の自治運動は一八四〇年代大土地所有者を中心に高まり、イギリスは一八五〇年自治権を承認した。こ

の自治政府は制限選挙のために土地所有者の利益を代表していた。土地所有者は土地所有権の保障を得たいとの動機から自治運動を起こしたのであって、自治権獲得後現状維持に満足して保守主義者に変じた。この時期、スコットランド出身であるラング(John Dunmore Lang)がオーストラリア共和国を提唱したが、彼の思想はオーストラリア・ナシヨナリズムというよりはむしろスコットランド・ナシヨナリズムの影響を強く受けたもので、独立によるオーストラリア国民感情の育成を意図していた。⁽³⁾一八五〇年代に始まるゴールド・ラッシュは植民地の社会・経済構造を変え、都市ブルジョアジーと労働者が強力な社会的勢力として登場した。これらの新しい勢力は保守主義者に対抗して民主主義運動を展開し、その結果、一八五五年から五八年にかけて議会制民主主義制度が各植民地に確立されることになった。ただし、上院はなお任命制か制限選挙を保持し、保守勢力の牙城となっていた。一八六〇年代には土地所有者の政治力は弱まり、都市ブルジョアジーが政治権力を握った。労働者階級は自らの政治代表を送らず、彼らの利益を反映してくれる代表に投票し、もっぱら労働組合主義に徹して労働条件の改善に努力を集めていた。イギリス本国も一八八〇年頃までには帝国にかかわる問題以外では植民地の自治にはほとんど介入しなくなった。⁽³²⁾

一八八〇年代に入ると、イギリスの世界的地位は一変していた。それまでのイギリスは経済・軍事面で世界を支配し、グラドストーン内閣のもとで小英国(Little England)の考えが広く受け入れられていた。しかし、一八七四年以降の経済不況によって保護貿易主義がヨーロッパ大陸諸国を席卷するようになり、レッセ・フェーレは徐々に後退し始めていた。いわゆる帝国主義時代の到来とともに、イギリスはその他の帝国主義諸国の経済・軍事的進

出により後退を重ね、パックス・ブリタニカの時代はまさに終焉しようとしていた。このような国際情勢を反映してイギリス国内には帝国問題を再考しようとする二つの新しい団体が出現した。一つは、イギリス産業界が中心となって進めた保護貿易運動の団体で、帝国特惠貿易体制を要求する「全国公正貿易連盟」(The National Fair Trade League, 一八八一年—一八九一年)であり、他は、イギリス帝国の下に全植民地の統合を計ろうとする「帝國連合連盟」(The Imperial Federation League, 一八八五年—一八九三年)である。⁽³³⁾ 後者の団体は各植民地にも結成され、オーストラリア・ナショナルリズムにとっても重大な関心事となっていた。このような時期に、イギリスは海軍を増強するための費用を各自治領に求めたのである。防衛費負担の問題は必然的にイギリスと自治領の關係、つまり帝國連合の問題と深いかわりをもたざるを得ない。従って、この問題に対するオーストラリア植民地の対応を考察することによって、当時のラジカル・ナショナルリズムが対外問題にどの程度の影響力を及ぼしていたかを理解しうる。また、この問題は、ラジカル・ナショナルリズムが全植民地の成員の圧倒的な支持を得たものでなく、当時の階級対立を反映したものであったという証拠を提供してくれる。

イギリスは一八七九年に帝国の防衛を再検討する必要から王室委員会(a Royal Commission)を任命した。同委員会は報告書のなかで、オーストラリア植民地が一部財政負担する形の海軍を創設する勧告を行うと同時に、自治領が帝国の防衛計画に参加する問題を提案した。⁽³⁴⁾ しかし、この植民地負担の海軍増強計画についてはオーストラリアの植民地は極めて消極的な反応を示していた。自己負担した海軍がイギリス帝国の防衛のためではなくて自治領の防衛のために創設され、その管轄権が自治領に与えられるのであれば、その提案に応ずるとというのが当時のオ

イーストラリア植民地の一般的反応であった。⁽³⁵⁾ オーストラリア・ナシヨナリズムが非常に高まりつつあった一八八七年に、第一回植民地会議がロンドンで開催された。オーストラリア植民地の各代表は、提案のオーストラリア艦隊が地域防衛のために使用されるのであれば、財政負担に同意すると述べた。さらに、各代表は、同艦隊が平和時にはオーストラリア周辺地域内に存在し、戦争時には植民地政府の同意を得た上で移動しようという付帯条件をつけて承認をした。⁽³⁶⁾ オーストラリアのこの態度は防衛面でのオーストラリアの利益を重視し、自治領の「主権」を拡大しようとするもので、同会議で締結された海軍協定はイギリス帝国主義とオーストラリア・ナシヨナリズムの妥協の産物であった。この会議で注目されるもう一つの点として、帝国連合主義者は、海軍協定が帝国連合を促進する手段と考え、その成果を期待していた。⁽³⁷⁾ しかし、オーストラリア植民地では、同協定は帝国統合 (Imperial unity) を熱心に推進しようとしていた人々には失敗であると考えられ、オーストラリア・ナシヨナリストにとっては行きすぎであると思われた。⁽³⁸⁾ 会議の結果が知れわたるにつれて、植民地の感情は硬化し、帰国したオーストラリア代表は世論の支持を得ることなく、共和主義グループの激しい非難を受けた。海軍協定が承認を得るため各植民地議会へ提出された時、議会での中心討議は帝国連合の問題であった。各植民地とも帝国連合には好意的態度を示さなかった。特に、クインズランド植民地議会は、海軍協定がクインズランドとイギリスを緊密に結びつけようとしていると非難し、承認を拒否した。⁽³⁹⁾

海軍協定の問題を通して明らかになったことは、イギリスに対するオーストラリア植民地の態度が著しく変化していたことである。オーストラリアは帝国防衛については植民地の利益を主張し、帝国の責任を引き受けるような

帝国連合を拒否した、このような態度は当時高まりつつあったナショナリズムを考慮することなしには理解しえない。しかし、植民地の多くの成員がラジカル・ナショナリズムの究極的政治形態である共和国の考えに支持を与えていたわけではない。ラジカル・ナショナリズムが国民の支持を得たのは当時の階級対立の結果であって、階級的妥協が可能となれば、労働者階級の一部は穏健化する。このような政治情況が一八九〇年代に現われ、ラジカル・ナショナリズムはその政治的影響力を次第に失っていったのである。

ゴラン (Robin Gollan) 教授は労働組合運動とナショナリズムの関係について、「結果的にはオーストラリア国民感情は、オーストラリアにおける階級間の対立のなかで生み出された階級感情の主要部分であった。その同じ階級対立が労働組合運動を生み出し、ナショナリズムが組合運動の一つの触媒となった。しかし、一八八五年以降、社会主義思想がもう一つの触媒となった。」⁽⁴⁰⁾と述べている。オーストラリア社会主義思想は、ウイリアム・モリス (William Morris)、『エドワード・ベラム』 (Edward Bellamy)、『ヘンリー・ジージョーグ』 (Henry Gorge) などのエートピア社会主義の影響を強く受けた。⁽⁴¹⁾ クインズランド植民地のウイリアム・レイン (William Lane) はこれらの社会主義思想を、彼が編集し、当時のナショナリズムの代表誌となっていた「ブーメラン」 (Boomerang) 誌や「ワーカー」 (Worker) 誌を通してオーストラリア労働者階級に伝播し、労働組合運動の発展に貢献した。また、メルボルンやシドニーでも「アナキスト・クラブ」 (Anarchist Club—一八八六年) や「オーストラリア社会主義連盟」 (Australian Socialist League—一八八七年) などの社会主義グループが誕生し、これらは労働運動の左派勢力を形成していた。これらの社会主義勢力は、労働組合間の障害を取り除いて組合の全国的組織化を助

長し、労働者階級の主張を正当化する理論を構築して組合運動の発展に多大の貢献をはたしていた。⁽⁴²⁾しかし、一八九〇年から九一年にかけて起った「総資本」対「総労働」の闘いといわれた大ストライキは労働組合側の大敗北に終り、社会主義思想は労働者階級にその影響力を喪失してしまった。

一八九〇年代の労働運動はこれまでの労働組合主義を放棄して労働者階級政党の結成に着手した。労働者階級はストの経験から国家権力への参画の必要性を痛感したばかりでなく、国家権力を通して社会的不平等を是正して労働者の利益を増進する方針に転じたのである。この方針の転換には理論よりも経験を重んずるオーストラリア人の「実用的特性」が作用していたといえよう。各植民地の労働組合は、まず政党代表の選出母体の結成から着手し、一八九〇年代後半には各植民地議会へ多数の代表を送ることに成功した。

ゴラン教授はこの時期の植民地政府の機能について、「一八九一年以降二〇年間、遠大な実験が社会・経済立法面でなされ、それらの立法はオーストラリア経済を特色づけるようになった国家と生産者の複雑な関係の基礎を築き、同時に各政党が次の五〇年間関心をいだく問題を決定した。一九〇〇年までに植民地政府は経済開発を促進し、産業条件を規制する幅広い責任を引き受けることになった。」⁽⁴³⁾と述べている。国家による社会への介入は一九世紀後半から二〇世紀にかけて多くの先進資本主義国にみられた政治現象であるが、オーストラリアの場合にはそれが大規模かつ体系的に進められた。その介入の特色はあらゆる社会階層の人々を保護することを目指している点にあり、オーストラリア・ナショナルイズムの基底にある「平等主義」の反映であった。その骨子は、強制仲裁制度の確立、労働条件の改善措置、産業の保護・育成措置、農業の補助等からなる多面的な経済・社会保障体系であった。

とりわけ、強制仲裁制度は労働組合の急進的行動を抑制する効果をはたすことになった。⁽⁴⁴⁾

この強制仲裁制度は労働者、資本家、中立委員から構成される機関で、労資紛争に際して立法的機能をも与えられているため、国家がこの制度を通して社会的価値の配分に介入することができる。労働者階級はこの制度を利用することによりこれまでのような戦闘的ストライキを回避して労働者の利益を増進することが可能になった。労働党も資本の政治代表である自由主義グループと同盟を結んで以上の社会・経済立法を制定し、その過程で社会主義理論よりも自由主義理論を信奉する政党へ変容して行ったのである。⁽⁴⁵⁾

ラジカル・ナシヨナリズムが一八八〇年代の階級闘争の反映であるとすれば、一八九〇年代の階級的妥協と労働党以上の姿勢は必然的にオーストラリア・ナシヨナリズムに変化を及ぼした。そのような変化の指標はオーストラリア共和国の考えに対する世論の動向にはっきりと現われていた。グリムシヨウ (Charles Grimshaw) 教授は当時の動向を次のように説明している。

一九〇〇年には共和主義者は残存してはいたが、分離運動は力の抜けた存在であった。一八八〇年代後半頃、熱心な共和主義者の一機関誌であった「ブーメラン」は、一八九〇年にレイン (William Lane) が編集者の地位を去って以来有力な存在ではなくなっていた。もう一つの機関誌「ブレティン」 (Bulletin) は共和主義から「従属しない同盟」にその方針を修正していた。一八八〇年代末の「共和主義連合」 (The Republican Union) と「共和主義連盟」 (The Republican Leagues) は貧血して死に絶えていた。一九〇〇年に二万人のメンバーを擁した「オーストラリア出生者協会」 (The Australian Native's Association) は、分離を条理にかなうも

のとみていた政策から「献心的忠誠」政策に変更していた。⁽⁴⁶⁾

このようにオーストラリア・ラジカル・ナシヨナリズムは世紀の変わり目項には世論の支持を失い、国内政治の動向にそって自由主義勢力がイギリス帝国内での自立をめざして、連邦国家形成のイニシアチブをとることになった。また、世論のこのような変化は一八九九年十月のボーア戦争 (Boer war) において実際に証明された。この戦争の知らせを受けた時、これまでのオーストラリア史に見られなかったほどの英国人感情が全植民地に高まり、多くの人々が戦争へ赴いたのである。

この世論の変化は資本と労働の階級対立を自由主義政治体制内で解決を可能にしたこと、すなわち「階級的利益」を国家による社会への介入によって「国家利益」内にとり込むことに成功したことで証明される。第一次大戦前ヨーロッパ先進資本主義諸国でみられた「社会主義の民族主義化」がオーストラリアで達成され、労働者階級は国内問題へ関心を集中することになったのである。そして、この傾向が「帝国利益」と「国家利益」とは矛盾しないという観念を強めさせる結果となった。⁽⁴⁷⁾ それと同時に、オーストラリア・ナシヨナリズムは「ラジカル」性を失って「リベラル」な性格に変化した。このリベラルな性格とは、異質集団に対する嫌悪、反権威主義的態度に変化はないが、合理的な思惟にもとづいてイギリス帝国内でのオーストラリアの利益を追求し、国内では自由主義体制内の社会改良をめざすものと定義する。連邦国家結成後のオーストラリアの対外的態度を決定した要因はこのリベラル・ナシヨナリズムであった。しかし、政治的影響力を失ったとはいえず、ラジカル・ナシヨナリズムは、国際緊張が高まったり、階級闘争が激化するようなことがあれば、絶えず政策決定者の対外態度に影響を及ぼすことにな

る。

三、ホワイト・オーストラリア

一九世紀末のオーストラリア・ナシヨナリズムはリベラル化の方向へ進み、イギリス帝国内での国益の追求を目指すようになった。しかし、オーストラリアはイギリス人の移民社会であって、しかもアジアに位置する国家である。この事実がオーストラリア・ナシヨナリズムの特異性を生む原因となった。オーストラリア・ナシヨナリズムはすでに述べたように「異質な社会集団の排除」と同質的社会での「平等主義」を社会イデオロギーとしているかぎり、イギリス的価値を保持しようとする保守主義者の立場からみてもアジア人は人種、言語、文化、生活様式等において全く異なる社会集団であるとして排除される。従って、オーストラリア・ナシヨナリズムに内在する「排他性」は、イギリスとは帝国内での利益の追求という点から妥協が可能であるが、アジア人社会集団に対しては妥協性を見出すことは不可能となる。しかも、オーストラリアは広大な大陸であって、わずかな人口が住む大陸である上に、その周辺には莫大なアジア人が住んでいる。この現実、アジア人が大陸を羨望の目で見つめているのではないかとのオーストラリア人の心理的不安を呼び起し、安全を求める個々人の欲求の反応として排他的ナシヨナリズムを促進する。これは、スナイダー (Louis L. Snyder) 教授が指摘するナシヨナリズムの心理学的側面である。⁽⁴⁸⁾

オーストラリア・ナシヨナリズムの政治イデオロギーとしての「ホワイト・オーストラリア」(白豪主義)が主張される所以はこのためである。さらに、ホワイト・オーストラリアはナシヨナリズムのもう一つの側面である「平

等主義」と、その制度化としての社会保障体系と深い関係を有していた。低賃金労働でも満足するアジア人が大量に流入することになれば、労働者階級の高賃金体系を支えている社会保障体系そのものが崩壊すると恐れられた。ホワイト・オーストラリアは社会の安全ばかりでなく、社会保障体系を維持する前提条件となったのである。いわば、それは国内社会の安全保障イデオロギーであるといえる。以下、ホワイト・オーストラリアが形成された歴史・社会的背景について考察し、それが対外態度に与えたインパクトについて若干言及してみたい。

ホワイト・オーストラリアは長い歴史的経過を経て徐々に形成され、ラジカル・ナショナリズムと結合することによって包括的な政治イデオロギーへと昇華したのである。その源流は、一八五一年のゴールド・ラッシュ以降、中国人の移民が始った時期に遡る。中国人は集団をなして金鉱山に流入し、閉鎖的な社会を形成し、彼らの低賃金労働は白人労働者の不満の対象となつて、遂に一八五四年ベンディゴ (Bendigo) 鉱山において中国人労働者の排除を求める暴動が起つた。白人のこの不満はさらに中国人の異質な生活様式に対する嫌悪・軽蔑観と合さつて、人種、言語、宗教の異なる異質な社会がイギリス人の社会に存在することは、不安をもつてみられるようになった。⁽⁴⁹⁾一八五五年以降、ビクトリアやニューサウスウェルズ植民地議会は中国人移民制限法の制定に着手したが、中国人は相変わらず増加していた。一八七〇年の中頃、中国人移民反対運動が再び高まり、全植民地に波及した。反対運動は主として労働者によって進められたが、これまで以上に広い支持層をつかみ、全植民地を結集させるまでに至つた。⁽⁵⁰⁾その結果、オーストラリア植民地はこれまで個別的に進められていた中国人移民の制限立法を統一するため⁽⁵¹⁾の作業に着手した。

一八八〇年代になると、新たな労働組合運動が高まり、中国人移民はその運動の主要な攻撃目標となり、ホワイト・オーストラリアのイデオロギーが形成されて行つた。そのことは、中国人移民制限が労働組合運動の全国的組織化を進めるための共通の政策目標となつたといわれることから推察されよう。⁽⁵²⁾ 例えば、一八七九年十月に開催された第一回汎植民地労働組合会議において中国人移民問題が討議され、続く一八八四年四月に開かれた第二回会議では、中国人及び有色人種労働者の制限問題が労働組合に共通する議題となつていた。⁽⁵³⁾ そして、一八八〇年代後半、中国人移民問題はラジカル・ナシヨナリズム運動と結合し、「白人社会」問題へと発展した。ナシヨナリスト系の新聞は中国人移民の反対キャンペーンを展開し、「イギリス政府とオーストラリア帝国主義者の政策」は「白人国家の将来を次第にそこなう」ものとして批判の矢面に立つた。⁽⁵⁴⁾ 当時、イギリス政府は帝国内の他の有色人種植民地への配慮からオーストラリア移民制限法には反対してゐたし、オーストラリアの土地所有者（帝国主義者）は安い労働力の必要から移民制限法には消極的姿勢をとつていたのである。ラジカル・ナシヨナリストであるレインは、持前のジャーナリストとしての才能を生かして、「中国人は社会生活と人々の道德規範にとって危険である」との論戦を執拗に展開した。さらに、レインは「ブーマラン」誌上で、「ホワイトカイエローカ」の特集号を三ヵ月にわたつて連載した。⁽⁵⁵⁾ このような経過を経て、中国人移民問題は白人社会への脅威意識を育て、白人社会の保全の必要性を喚起させることになつた。

一八九〇年代の一〇年間でホワイト・オーストラリア政策は完成する。これまでの政策は中国人移民からオーストラリア社会を保全することに關心をもつていたが、この一〇年の間に一般的な福祉にとって有害である人々の存

在を移民から排除する方向へ拡大されることになった。⁽⁵⁵⁾ 例えば、「カナカ」(Kanaka)人と呼ばれていた南太平洋諸島からの移民労働者が、一八六八年から七八年にかけてクインズランド植民地の砂糖キビ農園に強制的に移民させられていた。これらの労働者の移住もオーストラリア社会に奴隷制度を持ち込むものとして批判されるようになり、一八九二年に禁止された。⁽⁵⁷⁾ さらに、移民制限法の対象はアジア人へと広がり、インド人などの非ヨーロッパにまで拡張されるようになった。⁽⁵⁸⁾ 一八九〇年代のもう一つの特徴は、ホワイト・オーストラリアが九〇年代に進められていた社会保障体系のなかに組み入れられたことである。例えば、ビクトリア工場・小売商法 (The Victorian Factories and Shop Act) は中国人の雇用を規制する条項を含んでいた⁽⁵⁹⁾、新保護貿易政策は移民制限法の対象となる人々からの生産物をオーストラリアから排除することを目指していた。⁽⁶⁰⁾ その他、労働組合はアジア人を組合員から除外していた。⁽⁶¹⁾ リベラル・ナシヨナリストによって進められつつあった社会保障体系にとって有色人種の低賃金労働は危険な存在であると意識されていたかぎり、その体系を構成する社会・経済立法にもホワイト・オーストラリアの原則が貫徹されざるを得ない。

ホワイト・オーストラリアの基本的動機はイギリス・オーストラリア国民性 (British-Australian Nationality) の保全であるといえよう。⁽⁶²⁾ さらに詳細にみると、それは、異質な社会集団が国内に浸透して社会的同質性を破壊するのを阻止したいとの民族的自己保存の表現であり、「平等主義」の制度化としての社会保障体系を維持してオーストラリア的生活を維持したいとの生存本能の表現でもあったといえよう。それ故に、ホワイト・オーストラリアは全植民地の住民による圧倒的支持を得られたのである。もちろん、人種の偏見も存在していたことは否定し得ない。

いであるが、全植民地の全政党の支持が得られた理由としてはその根拠は希薄である。⁽⁶³⁾

ホワイト・オーストラリアはその後の移民法の適用において二つの側面をみせている。第一はイギリス人やヨーロッパ人の移民を財政的援助を通して促進するという助勢的側面と、第二は、生活水準の低い異質な社会的価値をもつ非ヨーロッパ人の移民を制限するという制限的側面である。⁽⁶⁴⁾ こうした性格をもつホワイト・オーストラリア政策はアジア諸国との緊張を生む原因ともなるし、他面アジア諸国を寄せつけようとしなない防御的 (defensive) 内向き (inward-turning) 姿勢の対外政策を促進することになる。さらに、ホワイト・オーストラリアはイギリス・アメリカとの同盟を進める心理的要因ともなっている。他方、オーストラリアを取り巻く国際環境が危機的情況になると、ホワイト・オーストラリアは人々の危機意識を極度に増幅せしめ、対外態度に深刻な影響を与える原因となる。例えば、オーストラリアは日露戦争後の対日政策でイギリスとの間で深刻な対立に落ち入るし、第二次大戦では対日戦争政策をめぐってイギリス・アメリカとのキ裂を深めている。

四、オーストラリア・モンロー・ドクトリン

ホワイト・オーストラリアはナショナルイズムの社会・政治イデオロギーとなったのであるが、次に述べるオーストラリア・モンロー・ドクトリンはナショナルイズムの産物であると考えられるかどうかについては、若干疑問が残る。その理由は、同ドクトリンが当時のラジカル・ナショナルイズム運動の担い手によってではなく、むしろ保守主義者によって主張され形成されたものであるからである。しかし、スナイダー教授が心理学的見地からナショナル

ズムを規定しているように、ある集団が敵意に満ちた世界で安全を確保するために求める防衛的心理過程 (defensive mechanism)⁽⁶⁶⁾ であるとすれば、同ドクトリンはオーストラリア・ナシヨナリズムの一面を表現しているといえよう。また、そのことを証明する事実として、例えば、一九〇五年の日露戦争後日本への脅威感が高まるにつれて、ホワイト・オーストラリアと同ドクトリンが結合して行った歴史的事例をあげることができよう。そこで、オーストラリア・モンロー・ドクトリンがどのような歴史的経過を経て形成され、いかなる性格のものであるかを考察した上で、オーストラリアの対外態度に与えた影響について若干ふれてみたい。

同ドクトリンは、ホワイト・オーストラリアと同様、長い歴史的過程を経て徐々に形成されたものである。イギリス人はオーストラリアのことを当時「アンティポデイス」(Antipodes)と呼んだように、オーストラリアは彼らからみて地球の反対側に存在する遠い大陸であった。この遠隔性がヨーロッパ諸国の権力闘争からオーストラリアを隔離し、国内開発に専念することを可能にしていた。しかし、一八七〇年代以降、ヨーロッパ諸国が太平洋へと進出するようになると、オーストラリアは約一二〇〇マイルほどの長い海岸線に囲まれた巨大な大陸をわずかな人口でいかにして守るかの安全保障問題に関心を向けるようになった。そのうえ、イギリス本国がかつてのような海上の支配権を維持できないことが明らかとなれば、植民地の危機意識はますます高まる。「外庄」が防衛の弱さを意識させ、それが「危機意識」へと増幅する過程が幾度か繰り返される内に、オーストラリア・モンロー・ドクトリンが形成されて行ったのである。

オーストラリア大陸の北側に隣接してニューギニア (New Guinea) 島が存在し、その東側にはソロモン (Solomon)

mon) 諸島、ニューヘブリデス (New Hebrides) 諸島、ニューカレドニア (New Caledonia) 島、フィジー (Fiji) 諸島、ニュージラランド (New Zealand) 等が存在し、弓形をなして大陸を取り囲んでいる。これら諸島を含めてオーストラレーシア (Australasia) と呼ばれている。西インド諸島がアメリカの合衆国にとって重要であると同じ様に、これらの南太平洋諸島はオーストラリアにとって戦略的見地からみても重要であることはいうまでもないであろう。また、これらの諸島は大陸の附属物であるとの地理学的見解が容易に受け入れられることは必然であつて、その結果、アメリカが西インド諸島に対して懐いたかの「勢力圏」意識が自然に生れてこざるを得ない。⁽⁶⁷⁾

一八七〇年以降、この戦略的地域、勢力圏にヨーロッパ勢力の外圧が及び始めたのである。その時以前の一八五三年、フランスはすでにニューカレドニア島を併合しており、多くの囚人を移住させていた。これらの囚人が時折シドニーやブリスベンへ逃亡し、そのことがオーストラリア住民の不安を高める要因となつていた。⁽⁶⁸⁾ 一九世紀の中頃からすでにイギリス人が移住していたフィジー諸島はイギリスの勢力圏とみられていたが、保護領とはなつていなかった。アメリカが同諸島を併合する働きを見せ始めると、オーストラリアは、同諸島が海軍の重要な航路に位置する戦略的拠点であると主張し、イギリスに併合を要求した。⁽⁶⁹⁾ そして、一八七四年、同諸島はイギリスの保護領となつた。ニューヘブリデス諸島はイギリス、フランスの共同占領下に置かれていた。そのためにイギリス系移民とフランス系移民との対立が絶えず起つていたが、同諸島で布教を続けていたオーストラリアの長老教会 (Presbyterian) はフランス系住民の土地占拠の動きを警戒し、オーストラリアの注意を喚起すると同時に、イギリス本国へフランスの併合を阻止するよう要請し続けた。⁽⁷⁰⁾ その後、一八八七年、イギリスとフランスの間で協定が成立し、

英仏共同統治 (The Anglo-French Condominium) が行われるようになった。

ニューギニア島をめぐる紛糾はこれまで積み重ねられた外圧感を危機意識へとエスカレートさせる契機となった。同島への関心をみせ始める以前、オランダ人が同島の北西海岸に少数定住していた。一八六七年、シドニーに住むある経済団体からの要請を受けて、ニューサウスウェルズ植民地政府は同島の併合を要請したことはあるが、イギリス政府は承認しなかった。⁽⁷¹⁾その後、同島に最も近いクインズランド植民地はドイツによる併合の動きを察知して本国政府の説得に努めたが、イギリス政府は、植民地が行政費を負担する意志のないのを見て要求には応じなかった。⁽⁷²⁾一八八三年、マッキルレイス (Thomas McIlwraith) クインズランド首相は本国の承認を得ずに独断で東ニューギニアの占拠を指令した。この行動は、同島を併合しようとするドイツの動きが再び明白になってくるにつれ、植民地に高まりつつあった危機感を反映したものと見えよう。その証拠に、クインズランド政府のこの行動は他の植民地政府の強い支持を得たばかりでなく、全植民地がニューギニアの併合に伴う行政費を分担することを決定していた。⁽⁷³⁾オーストラリアの新聞もニューギニア島、ニューヘブリデス諸島の併合に支持を与えていた。ロンドンの「ポスト」 (the Post) 誌は、当時の植民地の動向について「北のクインズランドから南のニュージーランドまで、西の西オーストラリアから最も東に位置するフィジーまで、オーストラレーシア諸島はオーストラリア人に所属するという叫びが共鳴を呼んでいる」と伝えている。⁽⁷⁴⁾その後、イギリスはドイツと話し合いに入るが、ドイツは交渉中に独断でニューギニアの北側を併合し、同島はオランダ、イギリス、ドイツの三つの地域に分割されたのである。

こうした一連の外圧に対する対応で次の二点が明らかとなった。一つは南太平洋諸島に対するオーストラリアの政策が明確に提示されたこと、他は南太平洋政策でイギリス本国との相違が表面化したことである。第一の点はオーストラリア・モンロー・ドクトリンの宣言である。このドクトリンは、一八八三年二月二七日、ニューギニア問題を討議するための汎植民地会議がシドニーで開催され、そこで太平洋諸島に関するオーストラリアの政策として宣言されたものである。同宣言の第一条は、「外国勢力が赤道の南に位置する太平洋にこれ以上支配権を獲得するならば、それはオーストラリアにあるイギリス所領の安全と福祉にとって極めて重大であり、帝国の利益を損⁽¹⁵⁾う」と述べている。この条項はアメリカのモンロー・ドクトリンの次の文章、「かれら（ヨーロッパ諸国）の政治組織を本半球のいかなる部分にも拡張せんとする企図はわれわれの平和と安全にとって危険なものと見なすべきことを宣言する」⁽¹⁶⁾（カッコ内著者）との文章と極めて類似している。同宣言がオーストラリア・モンロー・ドクトリンといわれる所以はこのためである。さらに、シドニー会議では太平洋諸島との関係进行处理のためのオーストラレーシア連邦協議会（The Federal Council of Australasia）⁽¹⁷⁾が創設され、南太平洋諸島の問題では独自の外交活動が行われるようになった。同諸島に対する植民地のこのような姿勢は、連邦国家結成後もオーストラリア外交の基底となっている。

南太平洋諸島をめぐる問題で第二に注目すべき点は、イギリスとの政策の違いが浮彫りになったということである。こうした相違を生み出した要因は、「イギリスにとっての極東（Far East）はオーストラリアにとっては近北（Near East）である」⁽¹⁸⁾との言葉のなかに明確に表現されているといえよう。この地理的条件が一連の外圧に

対するオーストラリアとイギリスの危機認識の相違を生む原因となった。例えば、イギリスは、ドイツがニューギニアを併合しようとしているとのオーストラリアの主張を認めようとせず、情況認識のズレが植民地の不信を高める原因となっていた。⁽⁷⁹⁾さらに、イギリスはヨーロッパ帝国主義諸国との関係から絶えず植民地の感情を無視する行動に出た。例えば、イギリスは植民地に対して、太平洋諸島では他国の利益や主張と関係して完全な管轄権を確立するには厳しい障害があると返答している。⁽⁸⁰⁾このような認識の違いが連邦国家結成以降においても、太平洋の安全保障政策をめぐるオーストラリアとイギリスの間を絶えず緊張させることになった。

オーストラリア・モンロー・ドクトリンが当時高まりつつあったラジカル・ナシヨナリズムの産物であるかについては、むしろ、その逆であるというべきであろう。当時、防衛問題は保守主義層の強力なる主張であったといわれるごとく、⁽⁸¹⁾南太平洋諸島への関心を最も強く懐いていた人々は、特定の教会や経済団体の他に保守的な政治指導者たちであった。彼らは南太平洋諸島を併合させること⁽⁸²⁾によってイギリスの力をその地域に釘付けにし、オーストラリアの経済的利益と安全を確保しようとしたとみるべきであろう。ラジカル・ナシヨナリストはむしろ、併合を要求する主張に対しては批判的であった。例えば、ナシヨナリズムを代表する「ブレテイン」誌は、ニューヘブリデス諸島については長老教会が同島に莫大な投資をし、同島を教会の附属物にしようとしていると批判しているし、外庄に対するオーストラリア人の「恐怖」感を嘲弄している。また、同誌はニューカレドニア島での囚人移民には反対しているが、有色人種を除く白人の融合を提唱していた。⁽⁸³⁾また、すでに述べたように、当時のラジカル・ナシヨナリズムはオーストラリア共和国を目指していたことから、モンロー・ドクトリンは保守主義者の主張であつ

たとみるべきであろう。しかし、ヨーロッパ諸国の脅威が北方からの脅威に変わる時、同ドクトリンとホワイト・オーストラリアが融合することは避けられない。例えば、一九〇五年の日露戦争後、オーストラリア人の脅威感は一種のヒステリー症状を呈し、南太平洋諸島の防衛が国民の支持を得るようになった。以後、オーストラリア・ナショナルリズムを担う労働党が中心として南太平洋地域の集団安全保障体制を提唱し始めることになる。

五、連邦国家の形成とナショナルリズム

オーストラリア連邦国家は約一〇数年の歳月をかけて、一九〇一年に発足した。連邦国家結成の最初の具体的行動は、一八九〇年メルボルンで開催された植民地首相会議であった。席上、ヘンリー・パークス (Sir Henry Parkes) ニューサウスウェルズ首相は連邦結成の必要性を強力に主張し、その結果一八九一年、連邦憲章の草案作成会議がシドニーで開催されることになった。オーストラリア全植民地とニュージージーランドの代表がこの会議に出席したが、草案作成は進展をみなかった。その後、約三年間、民間団体が連邦結成の推進役を担うことになった。なかでも、一八九三年に開催されたコロワ (Corowa)⁽⁸⁴⁾会議は、各植民地が単一の立法・行政機関のもとに統合されるべきことを提唱し、連邦結成運動の重要な転機となった。このような世論の動向をうけて植民地首相会議が一八九七年ホバートで開催され、各植民地で選出された代表が連邦憲法の草案作成に着手することを決定した。憲法起草委員会は一八九七年から九八年にかけて草案作成に取りかかり、一八九九年に開かれた首相会議は最終草案を確定し、一九〇〇年にイギリス議会の承認を求めることを決定した。

一〇年以上の長い歳月を要した原因について、クリस्प (T. F. Crisp) 教授は次のように要約している。

大植民地と小植民地の衝突があった。通商・財政面での衝突、特に自由貿易主義者と保護貿易主義者との間の関税をめぐる対立があった。社会理論面では保守主義者、自由主義者、急進主義者との三つ巴の衝突があった。帝国に関しては帝国主義者と民族主義者との間に対立があった。公共管理業務と公共事業、例えば鉄道、灌漑等に関しては中央集権主義者と地方管理主義者の間に対立があった。狭い意味での憲法論については連邦主義者と統合主義者の間に、また責任政府の主唱者とアメリカないしはスイス型の主唱者との間に二重の分裂があった。⁽⁸⁵⁾

このような複雑な対立を克服し、連邦国家の結成へ導いた要因はオーストラリア・ナシヨナリズムであった。例えば、クラーク (Manning Clark) 教授は、「植民地同士のライバル意識と、偏狭な地方主義を排して広い視野に立たせるような強い動機」は「国防、有色人種労働者の脅威、経済的利益関係であった」と述べている。⁽⁸⁶⁾

オーストラリア連邦国家はイギリス帝国の一員として残り、共和国への道を選択しなかった。その原因はすでに述べたように、オーストラリア・ナシヨナリズムが一八八〇年代のラジカルな性格から九〇年代のリベラルなものに変容したことにある。さらに、連邦国家結成のイニシアチブをとった人々がリベラル・ナシヨナリストであったこともその大きな原因であった。後者についてももう少し詳しく考察してみたい。クリस्प教授の分析によれば、一八九七―八年の憲法起草委員会に参画した人々は、主として法律家・ジャーナリスト等の専門職、牧畜業者、商業・工業・金融面での実業家であった。なかでも、専門職の比率は目立って高い。⁽⁸⁷⁾ また、連邦運動で指導的役割を担った人々は自由主義を信奉する著明なる人々で、彼らはすべて専門職の出身者であった。⁽⁸⁸⁾ これらの自由主義者は立

憲會議ではオーストラリア民主主義を語り、オーストラリア・ナシヨナリズムを代表し、また保守主義者に對抗して労働者のために活動した。⁽⁸⁹⁾リベラル・ナシヨナリストのこのような姿勢は「帝国連合」の問題に關してもオーストラリア・ナシヨナリズムの立場を堅持した。

オーストラリアで連邦運動が高まりつつあった頃、イギリス国内では帝国連合の問題が再び見直されるようになっていた。特に、植民地帝国の統合を夢みるチェムバレン (Joseph Chamberlain) が一八九五年植民地相に就任すると、彼は帝国連合の問題を各植民地に提起した。当時、イギリス産業界もドイツやアメリカの追上げに對抗する必要から植民地との経済的結合を要求し始めており、⁽⁹⁰⁾イギリス政府は、ドイツの海軍増強計画に対応した帝国防衛を補強する必要から帝国との緊密な統合を望むようになっていた。一八九九年、ボア戦争が起り、英国人感情が全植民地に高まった。オーストラリア植民地でもこれまでの歴史にみられないほどのイギリス支持の大衆感情が沸上り、ボア戦争に反対する者は政治的自殺を意味した。チェムバレンは植民地のこのような動向に感激し、帝国の環を強化する時が到来したと考えた。一九〇〇年三月、彼は自治領に対して、戦争終結のための平和条約について諮問されることを望むかどうか、そして広範囲に点在する自治領の防衛政策を調整するための「常設帝国協議會」(a permanent Imperial Council) の設置に賛成するかどうかを問うた。オーストラリア自治領は平和条約に關してはイギリス政府の政策を支持すると答えただけで、対外問題に深くかかわる行為には消極的姿勢を堅持した。⁽⁹¹⁾オーストラリアは植民地の重大な利害に關係しない対外問題には関心を示さなかったのである。ミニー (Neville Meaney) 教授が指摘するように、「世紀末に、オーストラリアは自発的かつ諮問的な植民地會議を通して帝国内

の協力を増進することを歓迎した……。また、彼らは太平洋の防衛と外交に関する問題では二国間協力を歓迎した。他方、彼らはある種の『帝国行政府』(Imperial executive)と思われるものには背を向けたのである。⁽⁹²⁾ オーストラリアはイギリス帝国の責任を引き受けることを回避しながら、イギリスの保護を求める手段として帝国の一員にとどまる道、つまりナシヨナリズムの立場を選択したといえる。

対外関係に影響するオーストラリア・ナシヨナリズムが連邦国家のなかにどのような形で組み込まれているかについて若干ふれておきたい。ホワイト・オーストラリアは、一八九六年の植民地首相会議で非白人のすべての移民を排除する統一法が同意され、具体的に実施されることになった。しかし、イギリスは移民制限の原則そのものよりも制限の仕方(試験方式)に反対し、制限法の承認を留保していた。⁽⁹³⁾ それ故、若干の修正が行われた一九〇一年移民制限法が連邦議会で成立した。

オーストラリア連邦国家の外交権は認められていなかった。オーストラリアの方も外交権を欲したわけではないが、イギリスの独占には好意的ではなかった。特に、南太平洋諸島に関しては「オーストラレーシア連邦協議会」の創設以来、オーストラリアは独自の外交活動を開始し、イギリスの一方的な行動を抑制する要求を強めていた。この意向を反映して、連邦憲法第五条はオーストラリア議会の権限事項として「対外的事務」(external affairs)と「連邦と太平洋諸島との関係」を規定していた。イギリスはこの条項には異論を唱えなかった。この対外的事務とは当時の解釈によれば、①大英帝国へのオーストラリアの代表、高等弁務官(High Commissioner)の任命権、②イギリスの締結した条約の適用を拒否する権限、③連邦国家のための特別条約をイギリス政府に交渉するよう要

請する権限を意味するとみられていた。⁽⁹⁴⁾ この条項は外交権を放棄する替りにオーストラリアに不利益をもたらす条約には留保し、自主外交の可能性の余地を残している。事実、連邦国家結成後、安全保障政策をめぐってイギリスとの対立が表面化するにつれて、独自の外交機関が創設されていった。「連邦と太平洋諸島の関係」は、すでに述べたように「オーストラレーシア連邦協議会」の設置がイギリス政府により承認されていたことから、連邦国家の権限事項として問題なく認められた。

イギリス政府が連邦憲法草案に修正を求めた唯一の条項は、憲法七四条のイギリス女王への上訴権に関してであった。この条項は連邦憲法と州憲法の対立、あるいは二州以上にまたがる憲法上の対立に関してはオーストラリア高等法院の「自由裁量」により女王への上訴権を認めていた。上訴権は帝国の大権と考えられていただけに、高等法院の自由裁量権は帝国大権への侵害であるとみられた。この条項をめぐる論争はオーストラリア・ナショナルイズムとイギリス帝国主義との衝突として受け取られたのである。イギリスの承認を得るためにロンドンへ赴いていたオーストラリアの代表はディーキン (Alfred Deakin) / バートン (Sir Edmund Barton) / キングストン (Charles C. Kingston) 等のナショナルイズムを代表する人々であった。彼らは頑強に抵抗し、チェムバレン植民地相から譲歩を引き出すことに成功し、憲法草案はほとんど修正されることなくイギリス議会により承認された。オーストラリア代表のこの行動は感じやすい植民地ナショナルリストのプライドを高め、彼らの帰国は歓呼をもって迎えられた。その結果、バートン、ディーキン、キングストンは将来の連邦国家での政治的地位を約束されることとなった。⁽⁹⁵⁾

六、国内政治構造とナシヨナリズム

初期の連邦国家は対外関係に関してはイギリス政府に全面的に依存し、独立国家としての対外政策を行使することはなかった。しかし、オーストラリアはイギリスとの関係を通して対外態度を示し始めると同時に、連邦国家の安全保障政策を模索する具体的な行動を通して将来の外交政策を確立しつつあった。そして、独自の外交機関が設置されると並行して、外交活動が開始されたのである。⁽⁹⁶⁾

対外政策の形成に重要な役割を担った人々は首相を中心とする側近グループであったといわれる。⁽⁹⁷⁾従って、彼らのイデオロギー、パーソナリティ、リーダーシップが対外態度の形成に重要な要因となるであろう。例えば、連邦国家の初代のバートン政権についてみると、バートン首相が対外的事務を兼務し、キングストンやディーキンなどの有力な政治家が内閣に参画しているが、これらの閣僚の顔ぶれから判断して彼らガリベラル・ナシヨナリズムの線にそって対外問題を処理し、オーストラリアの安全保障政策の方向を築いていったと推量することはできよう。

また、「オーストラリアにおける最大のナシヨナリスト」⁽⁹⁸⁾といわれたディーキンは三次にわたる長期政権を維持し、オーストラリア・ナシヨナリズムを反映した内外政策を遂行した。⁽⁹⁹⁾従って、指導者やその側近の政治イデオロギーの研究がオーストラリアの対外政策の理解には欠かせないであろう。しかし、指導者や側近も政権政党のイデオロギーや政党構造に拘束されるであろうし、彼らの指導性はその時の政党制によって左右されるであろう。国内政治構造は対外政策の形成に際して一定の「環境」を提供すると考えられるだけに、この分野の分析が必要である。そ

ここで、本稿を締めくくるにあたって連邦国家の政治構造をナシヨナリズムとの関係に焦点を置いて考察してみたい。

連邦国家が結成された当時、労働党(The Labour Party)、自由主義的保護貿易派(The Liberal Protectionist)、保守的自由貿易派(The Conservative Free-Trader)の三つの政党が存在していたが、労働党を除いては確固たる組織基盤を持つてはいなかった。その労働党にしても、労働組合に支えられながらも党員の構成はかなり雑多で、土地改革者、中産階級、自由主義者、社会主義者、労働組合主義者、高関税主義者等の出身者からなっていた。⁽¹⁰⁾このような雑多な構成が一九一六年の労働党の分裂の原因となったのである。保護貿易派は製造工業会、医師・法律家などの専門職、都市ブチ・ブルジョア階級と労働者を支持基盤とし、自由貿易派は牧畜業者、商業会議所、大手貿易業者の支持を得ていた。⁽¹⁰⁾両派を分つイデオロギーは主として関税政策に関してであった。⁽¹⁰⁾

さらに、オーストラリア・ナシヨナリズムを基準として三党の分類を行うとすれば、次のような相違が明らかとなる。労働党は「独立した白人共同体」⁽¹⁰⁾の思想を持つているために有色人種を排除し、イギリス帝国との緊密な結合には反対する。また、労働党はオーストラリア的「平等主義」の実現をめざしているために、自由競争から生じる弱者を救済するための国家による経済への大幅な介入を主張する。これらの目的を遂行する手段として社会保障の充実、ホワイト・オーストラリア、保護貿易政策が特に強く要請されることから、労働党はラジカル・ナシヨナリズムの系譜を継承している。保護貿易派は連邦国家の形成でイニシアチブをとったリベラル・ナシヨナリストからなる。彼らは経済的弱者を救済するためにある程度の国家による経済への介入に賛成し、そのための政策としてホワイト・オーストラリア、最低生活水準を保証するための社会保障制度の充実、保護貿易政策を遂行した。これ

らの政策は資本の高度化をまだ達成していない製造業界の利益にもなっていない。彼らはまた、イギリス帝国に対しては合理的思惟にもとづいて帝国内でのオーストラリアの利益を追求した。労働党と保護貿易派との違いは国家による経済への介入の「程度」の問題であって、保護貿易派は労働党のような大幅な介入には反対していた。自由貿易派は経済活動の自由を強調し、国家による経済への介入を最小限に押えることを要請した。彼らはイギリス経済と緊密な関係にあり、イギリスの価値を保持する立場からホワイト・オーストラリアには同意し、帝国との結合を非常に重視した。⁽¹⁰⁴⁾

連邦国家初期の政権は、いずれの政党も過半数を得ることができなかった⁽¹⁰⁵⁾ので、政策協定による連合を必要とした。政策協定を結ぶとすれば、政党間のイデオロギー的距離からみて労働党と保護貿易派が近く、バートン政権やディーキン政権のように保護貿易派が労働党の支持を得て政権に着いた。労働党は、労働者が要求する立法を優先的に取り上げること、また労働者が反対する法案を取り下げること譲歩の条件として保護貿易派の政権を支持する戦略をとったのである。⁽¹⁰⁶⁾一九〇四年に結ばれた両者の政策協定についてみると、強制仲裁制度、ホワイト・オーストラリア、関税、年金等の国内社会・経済政策に関するものが主要な内容となっていた。⁽¹⁰⁷⁾これらの政策体系が全体として矛盾なく実施されるためには、新保護貿易政策 (New Protection) ⁽¹⁰⁸⁾が必要であって、これまで主として財政政策の立場から行われてきた関税政策とは質的に転換した高関税政策が実施されるようになった。新保護貿易政策は高関税により国内産業を保護・育成する見返りとして労働者の最低生活を保護する両面の機能を果す、いわば自由主義体制内での福祉社会を実現しようとする政策体系の要となっていた。このような政策協定のもとに労働

党に支持された保護貿易派の政権は、移民制限法、関税法、強制仲裁法、その他の社会保障法等の一連の社会経済立法を制定し、一九〇八年までにこの分野の法制化を終えたのである。對外問題に関しては、労働党と保護貿易派はいずれもオーストラリア・ナショナルリズムを代表していたことから、両者は協力してオーストラリアの安全保障を強化するための防衛政策を追求した。

しかし、新保護貿易政策を要とする社会保障体系が完成に向うにつれて、労働党と保護貿易派との間に深刻な階級対立が表面化することになった。労働党は保護貿易派との政策協定により社会保障制度を漸進的に確立して国民の幅広い支持を獲得することに成功し、党勢を拡大したが、保護貿易派と自由貿易派の非労働党 (Non-Labour) はこのような労働党の勢力拡大に不安をいだくようになった。⁽¹⁰⁾ また、政策面でも労働党と非労働党との階級対立が現われるようになった。保護貿易派は経済的弱者を救済する立場からある程度の国家による経済への介入を認めてきたが、社会の平等化をより推進しようとすれば究極的には産業の国有化・社会主義政策を是認するかどうかに直面せざるを得ない。労働党は社会的平等化を推進する立場からまず／＼国家による経済への介入を要求するようになり、自由主義体制内での社会改革を目指す保護貿易派の立場はイギリス自由党のそれと同じようなジレンマにおちいることになる。⁽¹¹⁾ このようにジレンマに直面した保護貿易派は一九〇九年、自由貿易派と統合して自由党 (The Liberal Party) を結成し、オーストラリアに労働党と非労働党の二大政党政治の時代が始まったのである。⁽¹²⁾ 以降、非労働党は内政面では国家による経済への介入をできるだけ抑制しようとし、対外面ではイギリスとの関係を緊密化する傾向を強めた。他方、労働党は内政面では自由主義体制内での経済の平等化を実現しようとし、対外面では

オーストラリア・ナショナルリズムの担い手としての立場を明確化するようになった。

このような政治構造は首相やその他の閣僚の政策決定過程にどの程度の影響力を及ぼすのであろうか。この点に関しては問題の性質やその時の政治情況によって影響力の程度はかなり異ならざるを得ないが、各政党の組織構造の特質から次のような一般的傾向が指摘されよう。

非労働党は州単位で組織されており、全国レベルでは緩い連合体である。⁽¹²⁾ 連邦議員は州組織より公認され選出されるが、党の政策を支持することを一応誓約しながらも党組織からの完全な自由を保持している。非労働党政権の首相は閣僚の選出・罷免の権限を完全に掌握し、党組織の拘束をうけていない。また、非労働党の大会決議は政府の行動をあまり拘束できず、連邦議員でさえ対外政策に関してはほとんど影響力を及ぼすことはできない。対外政策は内閣の大権とされ、首相とその他の閣僚によって決定される。⁽¹³⁾

労働党の場合には首相やその他の閣僚は政策決定に際して党組織や有力な支持母体である労働組合からの拘束を受けやすい。労働党は一八九一年にニューサウスウェルズに出現して以来、各植民地議会へ進出していたが、一九〇一年連邦議会が開設されることになると、連邦レベルでオーストラリア労働党(The Australian Labour Party: ALP)が急遽結成された。ALPの組織は三年に一度開かれる連邦党大会(ALP Federal Conference)と執行機関(ALP Federal Executive)並びに連邦議員(Federal Parliamentary Labour Party: CAUCUS)から構成されている。連邦議員は非労働党にはない「誓約」(Pledge)方式によってALP機関と硬く結ばれており、連邦議員は行動の自由を制限されている。この誓約方式は一九〇二年の党大会で決定されたのであるが、それ以前

各植民地の労働党が労働党議員を党の決定に従わせる手段として採用していたものである。「誓約」とは、党議員候補者が選出された暁には党綱領とCAUCUSで決定された重要事項を忠実に実行することを前もって約束せられる方式である。⁽¹¹⁾この方式が採用されることにより、ALP連邦議員は政策決定に際して党綱領を忠実に実行しなければならぬばかりか、労働党の有力なメンバーである労働組合の影響を受けやすくなる。さらに、一九〇五年党大会で首相ばかりでなくその他の閣僚もCAUCUSによって選出されることになったために、首相の権力は分散され、彼の指導力も弱められる結果となった。⁽¹²⁾このような組織上の特徴は、労働党政権の政策決定過程にALP党員の影響が及び易い原因となっている。例えば、一九一六年、徴兵制をめぐって起ったALPの内紛が首相の指導力を抑制した好例である。当時、ヒューズ(William Morris Hughes)ALP首相は、労働組合、左翼グループ、カソリック教会が反対しているにもかかわらず、国民投票にかけて徴兵制を導入しようとしたが、彼はCAUCUSにより「誓約」違反として党より除名されている。⁽¹³⁾また、ALPが対外問題にかかわりをもつことには消極的で国内開発に関心を向けがちであるのは、社会保障の充実に専念する労働組合の影響であるともいえる。⁽¹⁴⁾その他、労働党を支持するアイルランド系カソリックや有力な組合で影響力をもつ左翼勢力の圧力は、労働党の対外政策を内部から拘束する原因となっている。⁽¹⁵⁾

これまでオーストラリアの対外政策の基底となっているナショナルリズムとそれを担う政治勢力について考察してきたが、その結論として次の点が指摘されよう。オーストラリアの政策決定者たちは国際環境に対して対外態度を決定する場合、状況を認識・評価し、行動する基準としてのナショナルリズムを共有している。しかし、これまで考

察したように、オーストラリア・ナシヨナリズムと一口に云っても、ラジカル・ナシヨナリズムの流れをくむ労働党とリベラル・ナシヨナリズムの流れをくむ非労働党との違いが存在し、その政治勢力の違いによって対外政策は異っている。また、政策決定者は対外態度の決定に際して国内政治構造からの絶え間ない圧力を受けている。その圧力の程度は政権政党の組織構造の相違によってかなりの違いがみられる。労働党の政策決定者は政党の支持基盤の直接的圧力を受け易い組織構造を持っているために政策決定の柔軟性を欠いているが、非労働党の場合には、対外政策に関する権限が首相とその他の閣僚に集中しているために、政策決定者の指導力はより強いといえよう。

(1) 例えは、次の文献参照。E. M. Andrews, "Patterns in Australian Foreign Policy," in David Pettit ed., *Selected Readings in Australian Foreign Policy, Second Edition* (Sorrent Publishing, 1975); J. A. Camilleri, *An Introduction to Australian Foreign Policy* (Hong Kong: The Jacaranda Press, 1975).

(2) 例えは、次の文献参照。Neville meaney, "Australia's Foreign Policy: History and Myth," *The Australian Outlook*, Vol. 23, No. 2, August 1969. なお、イギリス、アメリカとの問題を基軸としながらアジア・太平洋でのオーストラリアの自立性を強調する次の文献参照。H. G. Gelber, "Australia and the Great Power," in E. D. Beddie ed., *Advance Australia-where* (Oxford University Press, 1975).

(3) このような推論は反論されるかも知れないが、例えは、フランケル教授は「政策決定者は全体としての国家に代わって行動するから、彼らのもっとも重要な価値の源泉は全体としての社会の中に求められねばならない。今日の国家は現実ないし願望において国民国家であり、したがってこの全体包括的な価値は国家的価値である。」と述べている。(Joseph Frankel, *The Making of Foreign Policy: an Analysis of Decision Making*, Oxford University Press, 1963, 河合秀和訳「外交における政策決定」東京大学出版会、一九七〇年、一五九頁。)

- (4) C・グリムショウ教授は、オーストラリア外交政策の基本方針が連邦国家の創設期にナショナリストによって表明された願望や地域の恐怖を反映していると指摘する (Charles Grimshaw, "Australian Nationalism and the Imperial Connection 1900—1914," *The Australian Journal of Politics and History*: *AJPH*, Vol. 111, No. 2, May 1958, p. 182.)
- (5) C. J. Hayes, *The Historical Evolution of Modern Nationalism* (New York, 1931).
- (6) 丸山真男著、「現代政治の思想と行動」未来社、一九七一年、二七四頁。
- (7) Charles Grimshaw *op. cit.*, p. 161.
- (8) Russel Ward, "Social Roots of Australian Nationalism", *AJPH*, Vol. 1, No. 2, May 1956, p. 179.
- (9) *Ibid.*, p. 176.
- (10) *Ibid.*, p. 183.
- (11) 一八三一年から一八五一年の間にオーストラリアへ移民した人々の半数以上はアイルランド人だといわれ、彼らのほとんどはカソリック教徒であった。一八五一年の統計は、オーストラリア人の三〇・四パーセントがカソリックを信仰していたことを示しているので、人口構成に占めるアイルランド人の比率はかなり高いものといえよう (*Ibid.*, p. 188.)
- (12) *Ibid.*, p. 188.
- (13) Robin Gollan, "Nationalism and Politics in Australia before 1855", *AJPH*, Vol. 1, No. 1, November 1955, p. 38.
- (14) Russel Ward, *op. cit.*, p. 190.
- (15) *Ibid.*, pp. 191—192.
- (16) *Ibid.*, p. 192.
- (17) このような社会的性格の相違が以前から住むオーストラリア人と旧世界からくる新しい移民との社会的対立を育てた。オーストラリアの著名なジャーナリストであるドナルド・ホーンは「植民地開設後、百年近くを経た頃になっても、移民は

オーストラリア生れを「現地人」と呼んでさげすみ、……これに対して「移民の畜生ども」に、蔑みには蔑みをもって答えようとする粗暴なオーストラリア人の一種の地下活動が、一九世紀を通じて存在した。」と述べている (Donald Horne, *The Next Australia*, 1970, 竹下美保子訳「オーストラリアの解剖」サイマル出版会、一九七二年、一六五頁)。

(18) ウォード教授は「男らしい独立独歩」の気質は裏をかえせば水平化・平等主義的集産主義へ導くと述べている (Russell Ward, *The Australian Legend*, Oxford University Press, Melbourne, 1976, p. 167.)

(19) ウォード教授は「The Australian Legend」のなかでメイトシップがブッシュという敵しい生活環境に生きなければならなかった流刑人たちの仲間意識であったことを証明している。メイトシップという言葉はオーストラリア・ナショナリズムを代表する小説家ヘンリー・ローソン (Henry Lawson) などによって全植民地に流布され、オーストラリア社会を理想化する言葉として後世に伝えられた。

(20) P. W. D. Matthews and G. W. Ford eds., *Australian Trade Unions* (Melbourne: Sun Books, 1968), p. 14.

(21) Brian Fitzpatrick, *A Short History of the Australian Labor Movement* (Melbourne: Rawson's Bookshop, 1940), p. 11.

(22) 未熟練労働者の組合は一八七〇年頃まではなかったし、複数の植民地を網羅する組合もなかった (Ibid., p. 54.) しかし、一八七〇年から二〇〇年間にオーストラリア経済が漸進的に成長するにつれて、既存の労働組合は強化・拡大したばかりでなく、未熟練労働者からなる新しい組合が形成され始めた。未熟練労働者は長期間の訓練を要しないことから絶えず競争者をもつという不利な立場にあり、そのために組合員でない労働者を排除する必要を痛感していた。そこで、この種の組合は一地域の組織化にとどまることなく、同種の産業間それも一植民地を越えた産業間の提携を必要とした。例えば、一八七二年、ビクトリアのベンディゴ (Bendigo) 鉱山で組合が結成され、それは二年後には他の鉱山夫と結合して「ビクトリア合同鉱山組合」(the Amalgamated Miner's Association of Victoria) へと発展した。やがて、ビクトリア植民地の金鉱山組合のスペンンス (W. G. Spence) 書記長は一八八二年、各種植民地のあらゆる鉱山労働者を一つにまとめることに着手し、

一八九〇年までに「合同鉱山組合」(The Amalgamated Miner's Association)の下に結集することに成功した。同時に彼は全植民地の牧場で働く刈込み(羊毛)労働者の結束に乗り出し、一八八九年には二二五〇〇人の組合員を擁する「合同刈込み組合」(The Amalgamated Shearer's Union)を創設した。その他、船員組合が一八七四年にメルボルンとシドニーに結成され、両者の組合は一八七六年には結合し、一八九〇年にはすべての植民地の船員の参加を得た。この種の新しい組合はこれまでの都市を中心として形成された職業組合とは次の点で異なる。新組合は未熟練労働者の組合で、その活動領域は全植民地にわたっており、その組織は職業(Trade)としてよりも階級(Class)を代表していた(P. W. D. Matthews and G. W. Ford eds, *op. cit.*, p. 21.) さらに、各植民地の産業中心地域で進展していた各種の組合の連携によって、組合は階級代表としての性格を一層強めることになった。例えば、「シドニー労働組合評議会」(The Sydney Trades and Labour Council)が一八七一年に創設され、また「メルボルン労働会館評議会」(The Melbourne Trade Hall Council)が一八八四年に創設されている。両者とも各種の組合間の協力を促進すると同時に加盟組合の闘争を積極的に支援した。さらに注目すべきは全植民地にわたる労働組合の組織化の動きである。第一回「汎植民地労働組合会議」(The Inter-colonial Trade Union Congress)が一八七九年にシドニーで開催されている。一八八五年の第三回会議では労働組合の全国的組織を確立することが同意された。

- (23) Robin Gollan, *Radical and Working Class Politics : A Study of Eastern Australia, 1850~1910* (London and New York : Cambridge University Press, 1960), p. 113.
- (24) *Ibid.*, p. 113.
- (25) Manning Clark, *A short History of Australia* (London : Heinemann, 1978), 竹下美保子訳「オーストラリアの歴史」サイマル出版会、一九七八年、二二二頁。
- (26) Robin Gollan, *Radical and Working Class Politics*, *op. cit.*, pp. 113—114.
- (27) *Ibid.*, p. 111.

- (8) Ibid., p. 112.
- (9) Ibid., p. 112.
- (10) Ibid., p. 119.
- (11) Robin Gollan, 'Nationalism and Politics', op. cit., pp. 44—45.
- (12) I. D. McNaughtan, 'Colonial Liberalism, 1851—92', in Gordon Greenwood ed., *Australia: A Social and Political History* (Sydney: Angus and Robertson, 1955), pp. 131—132.
- (13) Ibid., p. 137.
- (14) Ibid., p. 139.
- (15) R. A. Shields, 'Australian Opinion and Defence of the Empire: A Study in Imperial Relations 1880—1890', *AJPH*, Vol. X, No. 1, April 1964, pp. 42—43.
- (16) Ibid., p. 47.
- (17) Ibid., p. 42.
- (18) I. D. McNaughtan, op. cit., p. 140.
- (19) R. A. Shields, op. cit., p. 49.
- (20) Robin Gollan, *Radical and Working Class Politics*, op. cit., p. 119.
- (21) D. W. Rawson, 'Labour, Socialism and the Working Class', *AJPH*, Vol. VII, No. 1, May 1961, p. 78.
- (22) Robin Gollan, *Radical and Working Class Politics*, op. cit., p. 126.
- (23) Ibid., p. 151.
- (24) Ibid., p. 152.
- (25) Ibid., p. 153.

- (46) Charles Grimshaw, *op. cit.*, pp. 162—163.
- (47) Robin Gollan, *Radical and Working Class Politics*, *op. cit.*, p. 196.
- (48) Louis L. Snyder, *The Meaning of Nationalism* (Greenwood Press, 1977), pp. 96—97 & pp. 103—104.
- (49) Myra Willard, *History of the White Australia Policy to 1920* (Melbourne University Press, 1923), pp. 20—21.
- (50) *Ibid.*, p. 37.
- (51) 一八八〇年十一月、汎植民地会議 (the Inter-colonial Conference) が開催され、ヘンリー・パークス (Sir Henry Parkes) ニューサウスウェールズ首相は有色人種移民制限問題を議題として提出した。多くの代表者たちは問題の重要性を認め、一八八一年一月には西オーストラリア植民地を除いて統一的移民制限法を導入することを決定した (*Ibid.*, p. 62.) 一八八一年、ニューサウスウェールズとビクトリア両植民地議会が立法化に成功し、続いて南オーストラリアとタスマニア両植民地議会も制定し、一八八七年、タスマニア議会も立法化した。
- (52) L. F. Crisp, *Australian National Government* (Hong Kong : Longman, 1974), p. 190.
- (53) Manning Clark, 前掲書、一九五頁。
- (54) Robin Gollan, *Radical and Working Class Politics*, *op. cit.*, p. 116.
- (55) *Ibid.*, p. 116.
- (56) Myra Willard, *op. cit.*, p. 99.
- (57) Manning Clark, 前掲書、一九七頁。
- (58) Myra Willard, *op. cit.*, pp. 107—108.
- (59) Robin Gollan, *Radical and Working Class Politics*, *op. cit.*, p. 162.
- (60) *Ibid.*, p. 165.
- (61) Manning Clark, 前掲書、一三四頁。

- (62) Myra Willard, *op. cit.*, pp. 188—189.
- (63) 例へば、労働党の初代党首となった J. G. ワトソン (J. G. Watson) は移民制限法に関し「問題はわれわれの姉妹や兄弟がわれわれの反対する人種と結婚するのを願うか否かである」と述べた (Trevor R. Reese, *Australia in the Twentieth Century: Political History*, F. W. Cheshire, 1964, p. 38.)
- (64) Gordon Greenwood, *Approaches to Asia: Australian Postwar Policies and Attitudes* (Sydney: McGraw-Hill Book Company, 1974), p. 150.
- (65) Henry S. Albinski, *Politics and Foreign Policy in Australia; the Impact of Vietnam and Conscription* (Duke University Press, 1970), p. 5.
- (66) Louis L. Snyder, *op. cit.*, p. 107.
- (67) オーストラリア植民が開始された頃より、太平洋諸島に管轄権をおよぼさうと考える人々がいた。特にモールド・ラッシュに降、彼らは「南太平洋における指導的勢力として自己を意識し」「隣接諸島を彼らの正当な遺産である」とみなす (Merze Tate, "The Australian Monroe Doctrine", *Political Science Quarterly*, Vol. LXXVI, No. 2, June 1961, p. 268.)
- (68) Ernest Scott, *A Short History of Australia* (Melbourne: Oxford University Press, 1953), p. 295.
- (69) *Ibid.*, pp. 268—269.
- (70) *Ibid.*, p. 296.
- (71) *Ibid.*, p. 298.
- (72) *Ibid.*, p. 298.
- (73) *Ibid.*, p. 303.
- (74) Merze Tate, *op. cit.*, p. 274.

- (75) Ibid., p. 276.
- (76) チャーンス・ビーブツ他著、松本重治他訳「アメリカ合衆国史」岩波書店、昭和三九年、付録アメリカ史の原典資料抜
 萃五十三頁。
- (77) T. B. Millar, *Australia in Peace and War; External Relations 1788—1977* (Canberra; Australian University
 Press, 1978), p. 61.
- (78) Robert J. Gilmore and Denis Warner eds., *Near North; Australia and a Thousand Million Neighbours* (Sydney:
 Angus and Robertson, 1948.) p. 11.
- (79) Merze Tate, op. cit., pp. 271—272.
- (80) Ibid., p. 274.
- (81) A. W. Stargardt, *Australia's Asian Policies: The History of a Debate 1839—1972* (Wiesbaden; Otto Harrassowitz
 1977), p. 105.
- (82) I. D. MacNautan, op. cit., p. 138.
- (83) A. W. Stargardt, op. cit., pp. 70—71.
- (84) この会議には、オーストラリア出生者協会、メルボルン商業会議所、メルボルン製造工業会、プロGRESS・アソシエ
 ション協会、外交員協会などの代表が出席した (Manning Clark, 前掲書、二二七頁)。
- (85) L. F. Crisp, *The Parliamentary Government of the Commonwealth of Australia* (Adelaide; Longmans and the
 Wakefield Press, 1961), p. 10.
- (86) Manning Clark, 前掲書、二二四頁。
- (87) 一八九七—八八大会の職業別代表者数。
 法律家25名、ジャーナリスト8名、その他の専門職3名、政治家3名、牧畜業者14名、商業・工業・金融関係者12名、労

- 働組合一各。(L. F. Crisp, *The Parliamentary Government*, op. cit., p. 9.)
- (87) *Ibid.*, p. 15.
- (88) *Ibid.*, p. 15.
- (89) 河合秀和著「現代イギリス政治史研究」岩波書店、一九七七年、八九頁。
- (90) Neville Meaney, *The Search for Security in the Pacific, 1901—14* (Sydney University Press, 1976), pp. 36—37.
- (91) *Ibid.*, pp. 38—39.
- (92) T. B. Millar, op. cit., p. 60.
- (93) Neville Meaney, *The Search for Security* op. cit., p. 33. オーストラリア植民地はクインズランドを除いて一八九四年の日英同盟の承認を拒否した先例をもつた。
- (94) La Nauze, Alfred Deakin; *A Biography* (Melbourne University Press, 1965), pp. 188—193.
- (95) 連邦国家の発足とともに「対外事務局」(the Department of External Affairs)が総理府内の一部局として設立され、極めて限定された責任内で対外問題を処理することになった。しかし、一九一六年にはこの部局の業務を総理府と内務領土省 (the Department of Home and Territory) に分担されることになった。一九一九年、太平洋課 (Pacific Branch) が総理府内に設立され、太平洋地域の情報の収集に着手した。一九二二年再び先の対外事務局が首相の下に設置され、一九三五年になって初めて独立の省となった。同時に外交の出先機関も整備されるようになり、これまでのロンドン以外に一九四〇年にはワシントン、東京、オタワに設立され、一九四一年には上海にも置かれるようになった (T. B. Millar op. cit., p. 33.)
- (96) Neville Meaney, *The Search for Security*, op. cit., p. 12.
- (97) Russel Ward, *The History of Australia; the Twentieth Century 1901—1975* (London; Heinemann Educational

Books, 1978), p. 50.

(96) Gordon Greenwood, "National Development and Social Experimentation, 1901—14", in Gordon Greenwood ed., op. cit., p. 216.

(100) Ibid., p. 202.

(101) Manning Clark, 前掲書「二二九頁」。

(102) Charles Grimshaw, op. cit., pp. 169—170.

(103) J. D. B. Miller and Brian Jinks, Australian Government and Politics (Duckworth, 1971), p. 75.

(104) Charles Grimshaw, op. cit., p. 170.

(105) 初期連邦議会の政党。

		自由貿易派	保護貿易派	労働党	政党
		15	34	16	議会
		17	11	8	
		24	26	25	1903
		12	10	14	
		32	17	26	1906
		15	6	15	

L. F. Crisp, The Australian Federal Labour Party 1901—1951 (Melbourne; Longmans, 1955), p. 155, 46作成。

(106) Ibid., p. 155.

(107) Ibid., pp. 158—159.

- (89) Russel Ward, *The History of Australia*, op. cit., pp. 46—47.
- (90) L. F. Crisp, *The Parliamentary Government*, op. cit., p. 124.
- (91) Gordon Greenwood, ‘National Development’, op. cit., p. 224.
- (11) 一九二四年自由党から分れて農民を支持基盤とする地方党 (the Country party) が結成されたが、同党は常に自由党と連合し、労働党に対する非労働党の立場を堅持してゐる。
- (12) J. D. B. Miller and Brian Jinks, op. cit., p. 58.
- (13) T. B. Millar, *Australia's Foreign Policy* (Sydney: Angus and Robertson, 1968), p. 33.
- (14) Bron Stevens and Pat Weller ed., *The Australian Labour Party and Federal Politics: A Documentary Survey* (Melbourne University Press, 1976), p. 17.
- (15) *Ibid.*, p. 23.
- (16) Russel Ward, *The History of Australia*, op. cit., pp. 98—99.
- (17) T. B. Millar, *Australia's Foreign Policy*, op. cit., p. 27.
- (18) *Ibid.*, pp. 28—31.